

## 東京都台東区まちづくりに係る総合的な条例施行規則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、東京都台東区まちづくりに係る総合的な条例（令和8年3月台東区条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

### (登録まちづくり活動グループの登録)

第3条 条例第7条第2項に規定する申請は、登録まちづくり活動グループ登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、東京都台東区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

- (1) 構成員の名簿
- (2) 活動の対象となる地区を示す図面
- (3) 会則又は規約
- (4) 活動計画書
- (5) その他区長が必要と認める書類

### (登録まちづくり活動グループの登録要件)

第4条 条例第7条第3項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 構成員が5人以上であること。
- (2) 活動の対象となる地区の全部又は一部が台東区内にあること。

(3) 具体的かつ継続的な活動の計画を策定していること。

(4) 政治活動、宗教活動又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する活動を行わないこと。

(登録まちづくり活動グループへの登録に関する通知)

第5条 区長は、条例第7条第2項に規定する登録の申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否について登録まちづくり活動グループ登録可否決定通知書(第2号様式)により、当該団体に通知するものとする。

(登録まちづくり活動グループに関する事項の公表)

第6条 条例第7条第4項に規定する登録まちづくり活動グループに関する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 登録まちづくり活動グループの名称

(2) 登録期間

(3) 活動の目的、活動の対象となる地区及び活動内容

(4) その他区長が必要と認める事項

2 条例第7条第4項に規定する公表は、前項に掲げる事項を台東区公式ホームページへ掲載する等の方法により行うものとする。

(登録まちづくり活動グループの登録期間)

第7条 条例第7条第5項に規定する登録期間は、区長が登録まちづくり活動グループに登録した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(登録まちづくり活動グループの登録期間の延長)

第8条 条例第8条第1項に規定する登録期間の延長の申請は、登録まちづくり活動グループ登録期間延長申請書(第3号様式)

に次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 構成員の名簿
- (2) 活動の対象となる地区を示す図面
- (3) 会則又は規約
- (4) 活動報告書
- (5) 活動計画書
- (6) その他区長が必要と認める書類

2 前項の申請は、登録期間の満了の日の30日前までに行うものとする。

(登録まちづくり活動グループへの登録期間の延長に関する通知)

第9条 区長は、条例第8条第1項に規定する登録期間の延長の申請があったときは、その内容を審査し、登録期間の延長の可否について登録まちづくり活動グループ登録期間延長可否決定通知書(第4号様式)により、当該登録まちづくり活動グループに通知するものとする。

(登録まちづくり活動グループの登録期間の延長に関する事項の公表)

第10条 第6条の規定は、条例第8条第3項に規定する登録まちづくり活動グループに関する事項の公表について準用する。

(登録まちづくり活動グループの登録内容の変更)

第11条 条例第9条第1項に規定する登録の内容の変更の申請は、登録まちづくり活動グループ登録内容変更申請書(第5号様式)に、次に掲げるもののうち変更が生ずる事項を証するものを添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 活動の対象となる地区を示す図面

(2) 活動計画書

(3) その他区長が必要と認める書類

2 前項の申請は、登録の内容を変更する日の30日前までに行うものとする。

(登録まちづくり活動グループへの登録内容の変更に関する通知)

第12条 区長は、条例第9条第1項に規定する変更の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否について登録まちづくり活動グループ登録内容変更可否決定通知書(第6号様式)により、当該登録まちづくり活動グループに通知するものとする。

(登録まちづくり活動グループの登録内容の変更に関する事項の公表)

第13条 条例第9条第3項に規定する登録まちづくり活動グループに関する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 登録まちづくり活動グループの名称

(2) 活動の対象となる地区

(3) 登録内容の変更の概要

2 第6条第2項の規定は、条例第9条第3項に規定する公表について準用する。

(登録まちづくり活動グループの登録の取消し)

第14条 条例第10条第1項第1号に規定する届出は、登録まちづくり活動グループ登録取消届出書(第7号様式)により行うものとする。

(登録まちづくり活動グループへの登録の取消しに関する通知)

第15条 区長は、条例第10条第1項の規定による登録の取消

しを行ったときは、登録まちづくり活動グループ登録取消通知書（第8号様式）により、当該登録まちづくり活動グループに通知するものとする。

（登録まちづくり活動グループの登録の取消しに関する事項の公表）

第16条 条例第10条第2項の規定により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 登録まちづくり活動グループの名称
- （2） 登録の取消し年月日
- （3） 登録の取消し理由

2 第6条第2項の規定は、条例第10条第2項に規定する公表について準用する。

（認定まちづくり団体の認定）

第17条 条例第13条第2項に規定する申請は、認定まちづくり団体認定申請書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- （1） 構成員の名簿
- （2） 活動地区を示す図面
- （3） 会則又は規約
- （4） 活動計画書
- （5） 認定まちづくり団体の認定に関する活動地区の区民等への説明並びに意見聴取の経緯及び内容に関する書類
- （6） 予算書、決算書その他収支状況がわかる書類
- （7） その他区長が必要と認める書類

（認定まちづくり団体の認定要件）

第18条 条例第13条第3項第4号に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 構成員が10人以上であること。
- (2) 活動地区が、歴史的、文化的又は地理的に一体性があること。
- (3) 具体的かつ継続的な活動の計画を策定していること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する活動を行わないこと。

(認定まちづくり団体への認定に関する通知)

第19条 区長は、条例第13条第2項に規定する認定の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否について認定まちづくり団体認定可否決定通知書（第10号様式）により、当該団体に通知するものとする。

(認定まちづくり団体に関する事項の公表)

第20条 条例第13条第4項に規定する認定まちづくり団体に関する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定まちづくり団体の名称及び所在地
- (2) 認定期間
- (3) 活動の目的、活動地区及び活動計画の概要
- (4) その他区長が必要と認める事項

2 第6条第2項の規定は、条例第13条第4項に規定する公表について準用する。

(認定まちづくり団体の認定期間)

第21条 条例第13条第5項に規定する認定期間は、当該認定まちづくり団体を認定した日から9年を経過した日の属する年

度の末日までとする。

(認定まちづくり団体の認定期間の延長)

第22条 条例第14条第1項に規定する認定期間の延長の申請は、認定まちづくり団体認定期間延長申請書(第11号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 構成員の名簿
- (2) 活動地区を示す図面
- (3) 会則又は規約
- (4) 活動報告書
- (5) 活動計画書
- (6) 認定まちづくり団体の認定期間の延長に関する活動地区の区民等への説明並びに意見聴取の経緯及び内容に関する書類
- (7) 予算書、決算書その他収支状況がわかる書類
- (8) その他区長が必要と認める書類

2 前項の申請は、認定期間の満了の日の90日前までに行うものとする。

(認定まちづくり団体への認定期間の延長に関する通知)

第23条 区長は、条例第14条第1項に規定する認定期間の延長の申請があったときは、その内容を審査し、認定期間の延長の可否について認定まちづくり団体認定期間延長可否決定通知書(第12号様式)により、当該認定まちづくり団体に通知するものとする。

(認定まちづくり団体の認定期間の延長に関する事項の公表)

第24条 第6条第2項及び第20条第1項の規定は、条例第1

4条第3項に規定する認定まちづくり団体に関する事項の公表について準用する。

(認定まちづくり団体の認定内容の変更)

第25条 条例第15条第1項に規定する認定の内容の変更の申請は、認定まちづくり団体認定内容変更申請書(第13号様式)に、次に掲げるもののうち変更が生じる事項を証するものを添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 活動地区を示す図面
- (2) 活動計画書
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 前項の申請は、認定の内容を変更する日の90日前までに行うものとする。

(認定まちづくり団体への認定内容の変更に関する通知)

第26条 区長は、条例第15条第1項に規定する変更の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否について認定まちづくり団体認定内容変更可否決定通知書(第14号様式)により、当該認定まちづくり団体に通知するものとする。

(認定まちづくり団体の認定内容の変更に関する事項の公表)

第27条 条例第15条第3項に規定する認定まちづくり団体に関する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定まちづくり団体の名称及び所在地
- (2) 活動地区
- (3) 認定内容の変更の概要

2 第6条第2項の規定は、条例第15条第3項に規定する公表について準用する。

(認定まちづくり団体の認定の取消し)

第28条 条例第16条第1項第1号に規定する届出は、認定まちづくり団体認定取消届出書(第15号様式)により行うものとする。

(認定まちづくり団体への認定の取消しに関する通知)

第29条 区長は、条例第16条第1項の規定による認定の取消しを行ったときは、認定まちづくり団体認定取消通知書(第16号様式)により、当該認定まちづくり団体に通知するものとする。

(認定まちづくり団体の認定の取消しに関する事項の公表)

第30条 条例第16条第3項の規定により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定まちづくり団体の名称及び所在地
- (2) 活動地区
- (3) 認定の取消し年月日
- (4) 認定の取消し理由

2 第6条第2項の規定は、条例第16条第3項に規定する公表について準用する。

(地区まちづくり方針原案の提案)

第31条 条例第19条第1項に規定する提案は、地区まちづくり方針原案の提案書(第17号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 地区まちづくり方針原案
- (2) 地区まちづくり方針原案の対象となる地区を示す図面
- (3) 地区まちづくり方針原案に係る地区の区民等への説明並

びに意見聴取の経緯及び内容に関する書類

(4) その他区長が必要と認める書類

(地区まちづくり方針原案の要件)

第32条 条例第20条第1項第3号に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 地区まちづくり方針原案の対象となる地区が、歴史的、文化的又は地理的に一体性があること。

(2) 地区まちづくり方針原案の対象となる地区の魅力向上に資する内容であること。

(3) 地区まちづくりに関する目標、方針等の実現に向けた具体的な取組を定めていること。

(4) 特定の個人又は団体の利益の増進又は権利の制限を目的とするものでないこと。

(5) 特定の事業又は計画を変更し、中止し、又は遅延させることを目的とするものでないこと。

(地区まちづくり方針の策定の可否の公表)

第33条 条例第20条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 地区まちづくり方針原案の名称及び対象となる地区

(2) 地区まちづくり方針原案の概要

2 第6条第2項の規定は、条例第20条第2項に規定する公表について準用する。

(地区まちづくり方針の案に対する区民等からの意見聴取)

第34条 条例第20条第3項に規定する区民等からの意見聴取は、地区まちづくり方針の案に対する意見書(第18号様式)

により行うものとする。

2 前項の意見聴取の期間は、地区まちづくり方針の案の公表をした日から3週間とする。

3 前項の公表は、次に掲げる事項が記載された資料を台東区公式ホームページへ掲載する等の方法により行うものとする。

(1) 地区まちづくり方針の案

(2) 地区まちづくり方針の案の対象となる地区

(3) その他区長が必要と認める事項

(地区まちづくり方針の公表)

第35条 第6条第2項の規定は、条例第20条第5項に規定する公表について準用する。

(地区まちづくり方針の変更)

第36条 第31条の規定は、条例第21条第2項に規定する新たな地区まちづくり方針原案の提案について準用する。この場合において、第31条中「地区まちづくり方針原案の提案書(第17号様式)」とあるのは「新たな地区まちづくり方針原案の提案書(第19号様式)」と、同条第1号、第2号及び第3号中「地区まちづくり方針原案」とあるのは「新たな地区まちづくり方針原案」と読み替えるものとする。

(変更案の公表及び変更案に対する区民等からの意見聴取)

第37条 第34条の規定は、条例第21条第4項に規定する変更案の公表及び区民等からの意見聴取について準用する。この場合において、第34条第1項中「地区まちづくり方針の案に対する意見書(第18号様式)」とあるのは「地区まちづくり方針の変更案に対する意見書(第20号様式)」と、同条第2項並

びに第3項第1号及び第2号中「地区まちづくり方針の案」とあるのは「変更案」と読み替えるものとする。

(変更案に対する認定まちづくり団体からの意見聴取)

第38条 条例第21条第4項に規定する認定まちづくり団体からの意見聴取は、地区まちづくり方針の変更案に対する意見書により行うものとする。

(地区まちづくり方針の変更の内容の公表)

第39条 第6条第2項の規定は、条例第21条第6項に規定する公表について準用する。

(地区まちづくりルールの認定)

第40条 条例第22条第1項に規定する認定の申請は、地区まちづくりルール認定申請書(第21号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 地区まちづくりルールの案
- (2) 地区まちづくりルールの対象となる地区の位置を示す図面
- (3) 地区まちづくりルールに係る地区の区民等への説明並びに意見聴取の経緯及び内容に関する書類
- (4) その他区長が必要と認める書類

(地区まちづくりルールの認定要件)

第41条 条例第22条第3項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区まちづくりルールの対象となる地区が、歴史的、文化的又は地理的に一体性があること。
- (2) 地区まちづくりルールの対象となる地区の市街地の環境

形成に関する事項であること。

(3) 特定の個人又は団体の利益の増進又は権利の制限を目的とするものでないこと。

(4) 特定の事業又は計画を変更し、中止し、又は遅延させることを目的とするものでないこと。

(5) 地区まちづくりルールの対象となる地区の現況に照らし、区民等、当該地区に属する土地又は建築物の所有者及び事業者に対して過重な負担となる事項を定めるものでないこと。

(地区まちづくりルールの認定に関する通知)

第42条 区長は、条例第22条第1項に規定する認定の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否について地区まちづくりルール認定可否決定通知書（第22号様式）により、当該認定まちづくり団体に通知するものとする。

(地区まちづくりルールの認定等の公表)

第43条 第6条第2項の規定は、条例第22条第4項に規定する公表について準用する。

(地区まちづくりルールの運用状況等の報告)

第44条 条例第23条第2項に規定する報告は、毎年度行うものとし、当該年度の終了の日の翌日から起算して60日以内に、同年度の活動状況を記載した地区まちづくりルール運用状況等報告書（第23号様式）を区長に提出するものとする。

(認定まちづくり団体との協議対象事項)

第45条 条例第25条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14

号に規定する大規模の修繕

(2) 建築基準法第2条第15号に規定する大規模の模様替  
(協議結果の届出)

第46条 条例第25条第2項に規定する届出は、地区まちづくりルールに関する協議結果届出書(第24号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 計画の概要がわかる書類
- (3) 認定まちづくり団体との協議結果の記録
- (4) その他区長が必要と認める書類

2 前項の届出は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知の前日までに行うものとする。

(地区まちづくりルールの変更)

第47条 第40条の規定は、条例第26条第1項に規定する変更の申請について準用する。この場合において、第40条中「地区まちづくりルール認定申請書(第21号様式)」とあるのは「地区まちづくりルール変更認定申請書(第25号様式)」と、同条第1号中「地区まちづくりルールの案」とあるのは「地区まちづくりルールの変更案」と、同条第2号及び第3号中「地区まちづくりルール」とあるのは「変更しようとする地区まちづくりルール」と読み替えるものとする。

(地区まちづくりルールの変更に関する通知)

第48条 区長は、条例第26条第1項に規定する変更の申請が

あったときは、その内容を審査し、変更の可否について地区まちづくりルール変更認定可否決定通知書（第26号様式）により、当該認定まちづくり団体に通知するものとする。

（地区まちづくりルールの変更の認定等の公表）

第49条 第6条第2項の規定は、条例第26条第3項に規定する公表について準用する。

（地区まちづくりルールの認定の取消し）

第50条 条例第27条第1項に規定する届出は、地区まちづくりルール認定取消届出書（第27号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

（1） 認定を取り消そうとする地区まちづくりルールに係る地区の区民等への説明並びに意見聴取の経緯及び内容に関する書類

（2） その他区長が必要と認める書類

（地区まちづくりルールの認定の取消しに関する通知）

第51条 区長は、条例第27条第3項の規定による認定の取消しを行ったときは、地区まちづくりルール認定取消通知書（第28号様式）により、当該認定まちづくり団体に通知するものとする。

（地区まちづくりルールの認定の取消しの公表）

第52条 第6条第2項の規定は、条例第27条第5項に規定する公表について準用する。

（建築構想の届出）

第53条 条例第29条第1項に規定する届出は、建築構想・建築計画届出書（第29号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長

に提出するものとする。

- (1) 土地の案内図、位置図及び土地の利用現況を示す書類
- (2) 土地及びその周辺の土地の現況を撮影した写真
- (3) 建築しようとする建築物の配置図、平面図及び立面図
- (4) 建築しようとする建築物に係る敷地の登記の全部事項証明書
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 建築物に係る敷地が条例第29条第1項第1号及び第2号に規定する用途地域の両方に属する場合は、当該敷地の過半が属する用途地域に敷地の全部が属するものとみなして、同項の規定を適用する。

(建築構想の公表)

第54条 条例第29条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築構想を届け出た事業者の名称、所在地及び代表者氏名
- (2) 建築構想に係る建築物の所在地
- (3) 建築構想の概要

2 第6条第2項の規定は、条例第29条第3項に規定する公表について準用する。

(建築構想に対する区民等からの意見の提出)

第55条 条例第29条第4項に規定する区民等からの意見の提出は、建築構想に対する意見書(第30号様式)により行うものとする。

2 前項の意見の提出の期間は、建築構想の公表をした日から3

週間とする。

(建築構想に対する認定まちづくり団体の意見聴取)

第56条 条例第29条第5項に規定する認定まちづくり団体の意見聴取に対する回答は、建築構想に対する意見書により行うものとする。

(建築計画の届出)

第57条 条例第30条第1項に規定する建築計画の届出は、建築構想・建築計画届出書に次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

(1) 第53条第1項各号に掲げる書類

(2) 条例第30条第6項に規定する用途の内容を示した書類

(建築計画の公表)

第58条 第6条第2項及び第54条第1項の規定は、条例第30条第2項に規定する公表について準用する。この場合において、第54条第1項中「建築構想」とあるのは、「建築計画」と読み替えるものとする。

(建築計画に対する区民等からの意見の提出)

第59条 第55条の規定は、条例第30条第3項に規定する区民等からの意見の提出について準用する。この場合において、第55条第1項中「建築構想に対する意見書(第30号様式)」とあるのは「建築計画に対する意見書(第31号様式)」と、同条第2項中「建築構想」とあるのは「建築計画」と読み替えるものとする。

(建築計画に対する認定まちづくり団体の意見聴取)

第60条 第56条の規定は、条例第30条第4項に規定する認

定まちづくり団体の意見聴取に対する回答について準用する。  
この場合において、第56条中「建築構想に対する意見書」とあるのは、「建築計画に対する意見書」と読み替えるものとする。

(建築計画に対する協議)

第61条 条例第30条第6項の規定による協議は、建築計画に対する協議書(第32号様式)により行うものとする。

(建築計画の協議結果の公表)

第62条 第6条第2項の規定は、条例第30条第7項に規定する公表について準用する。

(建築構想及び建築計画の変更)

第63条 条例第31条第1項に規定する変更の届出は、建築構想・建築計画変更届出書(第33号様式)に変更内容を証する書類を添えて、区長に提出するものとする。

(建築構想及び建築計画の中止)

第64条 条例第31条第1項に規定する中止の届出は、建築構想・建築計画中止届出書(第34号様式)により行うものとする。

(建築構想及び建築計画の軽微な変更)

第65条 条例第31条第2項ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 事業者の名称、所在地及び代表者氏名
- (2) 建築構想又は建築計画の規模、用途、配置その他の基本的要素に影響を及ぼさない事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長がその内容の変更が軽微であると認める事項

(建築構想及び建築計画の中止の公表)

第66条 条例第31条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の名称、所在地及び代表者氏名
- (2) 中止する建築構想又は建築計画の概要

2 第6条第2項の規定は、条例第31条第3項に規定する公表について準用する。

(建築構想及び建築計画に対する確認又は協議の通知)

第67条 条例第32条第1項の規定による通知は、建築構想確認結果・建築計画協議終了通知書(第35号様式)により行うものとする。

(適用除外)

第68条 条例第33条第3号に規定する規則で定める建築は、同条第1号又は第2号に規定する建築物に準ずるものと区長が認めるものとする。

(公表)

第69条 条例第35条第2項の規定により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第35条第1項の勧告を受けた事業者の名称、所在地及び代表者氏名
- (2) 当該勧告の内容

2 第6条第2項の規定は、条例第35条第2項に規定する公表について準用する。

(委任)

第70条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定め

る。

付 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 5 3 条から第 6 8 条までの規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。